

官報
號外

昭和四十五年四月三日

○第六十三回
國會衆議院會議錄 第十六号

昭和四十五年四月三日(金曜日)

議事日程 第十四号

午後二時開議
第一 簡易郵便局法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

○本田の会議に付した案件

日程第一 簡易郵便局法の一部を改正する法律
案(内閣提出)

案(内閣提出)

中小企業振興法案内閣提出の趣旨と申用及
び質疑

簡易郵便局法の一部を改正する法律

内閣總理大臣 佐藤榮作

会に提出する。

簡易郵便局法の一部を改正する法律案

○議長(船田中君) 日程第一、簡易郵便局法の一部を改正する法律案(内閣提出)。

項」に改め、同条第二項中「及び組合」を「組合又は第三条第一項第五号に掲げる個人の二以上」に改め、「組合」の下に「同号に掲げる個人」を加える。

1 附則 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

2 この法律の施行の際現にその效力を有する委託契約(簡易郵便局法第四条第一項に規定する委託契約をいう。)の解除については、当該委託契約の期間(この法律の施行後にその期間が更新される場合には、その更新後の期間を含まないものとする。)内に限り、なお従前の例による。

第十一條第一項中「第三条第一項」の下に「第一号から第四号まで」を、「従事するもの」の下に「及び同項第五号に掲げる個人たる受託者」を加える。

第十九条を第二十条とし、第十八条の次に次の
一条を加える。

理由　業の役務を遊びな地方にまで広め、利用を増進するため、簡易郵便局に係る郵政の受託者の資格を一定の要件を備える個あるほか、老齢福祉年金等の支払に関する

第三条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項に次の一号を加える。
五 十分な社会的信用を有し、かつ、郵政窓口事務を適正に行なうために必要な能力を有する個人
第三条第二項中「第九項」を「第十項」に改め、同条の次に次の二条を加える。
第三条の二 次の各号の一に該当する者は、受託

第十九条 郵政大臣は、受託者が第三条の二第二号から第五号までの一に該当するに至つたときは、第五条の規定にかかわらず、委託契約を解除しなければならない。
2 郵政大臣は、次に掲げる場合は、第五条の規定にかかわらず、委託契約を解除することができる。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。 遷
信委員長金子岩三君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔金子岩三君登壇〕

○金子岩三君 ただいま議題となりました簡易郵便局法の一部を改正する法律案に關し、通信委員会における審査の経過と結果とを御報告申し上げます。

本案は、簡易郵便局について、その受託者の範囲が、現在地方公共団体や農協等の非営利団体に限られているのを改め、個人にも委託できるよう改定を行なおうとするものであります。この改正を行なおうとするものであります。

本件は、去る三月五日内閣より提出、三月十九日通信委員会に付託されましたが、委員会においては、自來数回の会議を通じて慎重審議を行ない、四月二日、質疑を終了し、討論に入りましたところ、自由民主党より賛成、日本社会党より反対、公明党より賛成、民社党より賛成、日本共産党より反対の旨、それぞれ意見が述べられ、次いで採決の結果、賛成多数をもつて本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会は、政府に対する三項の要望内容とする附帯決議を付することを、自民、社会、公明、民社及び無所属の各委員の賛成多数をもつて可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

下請中小企業振興法案(内閣提出)の趣旨説明
○議長(船田中君) 内閣提出、下請中小企業振興

簡易郵便局法の一部を改正する法律案 下請中小企業振興法案について、趣旨の説明を求めます。通商産業大臣宮澤喜一君。

〔國務大臣宮澤喜一君登壇〕

○國務大臣(宮澤喜一君) 下請中小企業振興法案の趣旨を御説明申し上げます。

下請中小企業は、我が国産業に広範に存在し、わが国経済の重要な手として、その発展をささえてきており、今後とも、我が国産業の高度化の進展に伴い、その役割はますます増大するものと見込まれております。

しかしながら、下請中小企業は、受注の不安定、体質改善のおくれ等多くの問題をかかえており、さらには深刻な労働力不足、親事業者からの合理化要請の強化等きびしい環境に直面しております。

このような情勢に対処して、下請中小企業が自らもさきめて重要な課題となっております。

本法案は、このよる観点から、下請中小企業の実態に即して効率的に近代化の促進をはかるとともに、下請取引のあせん等を推進することにより、下請中小企業の振興をはかるうとするものであります。

すなわち、第一に、下請中小企業の振興に関し、下請中小企業者及び親事業者のよるべき振興基準を定めるとともに、これに基づき必要な指導、助言を行なうこととしております。

第二に、国民経済上特に近代化を促進する必要がある下請中小企業について、特別の近代化制度を創設することとしております。すなわち、下請中小企業者が組織する事業協同組合及びその親事業者が、親事業者の発注分野の明確化、下請中小企業者の設備の近代化、技術の向上、事業の共同化等を内容とする振興事業計画を作成して、政府の承認を受けることができるとしております。政府は、承認した計画の実施を促進するた

め、金融上、税制上の助成措置を講ずることとしております。

第三に、下請取引のあせん、下請取引に関する苦情相談等の業務を行なう下請企業振興協会に対する業務の公正的確かつ、広域的運営を確保するため必要な指導、助言を行なうこととしております。

以上が下請中小企業振興法案の趣旨でござります。(拍手)

下請中小企業振興法案(内閣提出)の趣旨説明

に対する質疑

○議長(船田中君) ただいまの趣旨の説明に対し質疑の通告があります。順次これを許します。石川次夫君。

〔石川次夫君登壇〕

○石川次夫君 私は、日本社会党を代表いたしまして、下請中小企業振興法案に対して若干の質問をするものであります。

まず、日本の中小企業は、その数およそ四百三十万、しかし、その業種別、規模別の実態が把握されておりませんために、きめこまかい対策が行なわれてはおりません。その従業員数は、およそ三千万名をこえておると推定をされておりまして、農林従業員の数九百三十五万をはるかにこえておるにもかかわらず、その予算は、驚くなかれ、わずか本年度三百六十八億円にすぎない実態であります。

日本経済の異常な発展は、世界注目的でありますが、日本に永住する外国人の表現をかりますと、とにかくその成長ぶりには驚異のショックをます受ける。しかしながら、今日においてはそれが恐怖のショックに変わったと言つておるわけであります。それは、日本の経済成長そのものをおそれておるわけではありません。あまりにも大企業本位の経済政策を怠りあまり、もろもろのひすみ、すなわち格差の拡大、人間性の否定、精神の

荒廃に対する恐怖のショックとなつてあらわれておるわけであります。

中小企業と大企業の格差の問題も、今日の最大の政治課題の一つであることは言うまでもございません。最近の統計を見ますと、法人企業の付加価値生産性は、大企業を一〇〇とした場合、たとえば百人未満の会社で五〇、百人以上三百人未満の会社で六三と、かなり低いものであります。大企業のすさまじい設備合理化に追随できぬ以上、これは当然と言えるでしょう。

しかしながら、一方、一人当たり給与のほうを見ますと、大企業と中小企業との格差は、逆に最近わずかではありますけれども狭まる傾向にあります。が、現状では、付加価値生産性の格差よりも高くなつておるわけであります。百人未満が七一、百人から三百人の中小企業で七八となつております。このことは、労働力不足のおりながら、採算や生産性というものを度外視しても、給与だけは日一ぱい払わなければならぬといふことになります。

中小企業の窮状が如実にあらわれておるといわなければなりません。また現在、消費者物価上昇の人サービス料によるものであります。これがなりますと、この点は、消費者物価上昇とも大きな関連があることは言うまでもないわけであります。

これら中小企業への対策として、同族会社への税制の問題とか、中小企業三金融機関の貸し出しワークを増加するなど、若干の配慮を払つてきておる点は認められるところでありますけれども、しかし、たとえば金融機関の貸し出し残は、大企業向けの三十兆円に対しまして、中小企業向けは二十五兆円になつております。従業員の比率は、大企業二といたしますと、中小企業は大体八でありますから、この比率までは遠く及んでおらない実態であります。たゞ従業員の数と同じ比率で運用資金の融資をされたといったとしても、たとえば人材の点でいえば、大学の理工科出身者は、大企業一社当たり五名であり、中企業は五社に対し

て一人であり、小企業は実に二百社に対しても一人であるという実態では、同じ設備をもつてして同じ生産性を高めるわけにはまいらないといふ事情にあるわけであります。したがって、中小企業に対する施策はこのままできわめて不十分、不徹底といわなければならぬと思ひます。

さらばに、卸売り業者と小売り業者、親企業と下請業者の間の紛争等の調整機関などは、法律上はともかく存在いたしましても、実態は全然機能しておりません。現実には泣き寝入りの現状にあるつまらない。つまり、おまけに、

われてあります。この抜本的な対策は、格差解消、二重構造の問題解決という点だけではなくて、消費者物価上昇対策の一環としてきわめて今目的的な課題であります。

そのためには、何としても、通産省内にある中小企業庁としてでは十分その力を発揮することは不可能でありましょう。政府は、二重行政の非能率を避けるために独立昇格はさせない、いろいろ

方針でありますけれども、わが党は、もう七回も連続して通常国会に、中小企業省を設置すべく設置法案を出し続けてまいったおわけであります。しかるに、何ら顧みられることなく今日に至つておりますことは、議員提案法律の軽視であり、立法府の権威をみずから否定するものであります。政府の中小企業対策の熱意がいかに通り一貫であるかを示すものにはなりません。(拍手) 中小企業とその従業員の生活を守るといふ立場で、たとえば大きなパートが地方に進出することを規制する、あるいは大企業と下請の間にあり代金支払いの方法や単価の妥当性を保証するという意味で、三千万人従業員の保護のためにはどうしても独立した中小企業省が必要と信ずるわけであります。

通産省は、明治以来、資本主義社会を急いで建設するために、政商と結んで大企業を育成するなどを任務として今日まで至りました。その意味では評価をされておるわけでありますけれども、下請はしたがって、日本独特のものとして、大企業に

付随した形であとから生まれてきたものであります。したがって、中小企業・下請と大企業・親企業が利害対立する場合、通産省はどうしても大企業側に立つ体制を持つておるわけであります。この通産省の中にあって、中小企業庁がよくその使命を達成し得るとは考えられないし、またなし得ることにはおのずから限界があるといわなければなりません。したがって、われわれといたしましては、断じて中小企業省を確立すべきことを強く進言せざるを得ないのであります。

それから、たとえば建設関係の大企業は、徹底して下請を利用いたしまして、場合によつては、みずからは設計をするだけで、実際の作業は全部下請にまかせるというような場合も少なくはありません。しかも、建設業の下請の場合、下請代金支払遅延防止法の適用の外に放置をされたままになつておるという状態であります。通産省関係外の中小企業が法の保護のらち外にされておるといふ実例は、このほかにもたくさんござります。

これらの多くの問題を積極的に調整をし、さらに進んで不公正のないようにするための監督機関を各地域に設置することなくしては、ほんとうに中小企業を守り育てる熱意に欠けると言われても返すことばがないと思うのであります。この際、思いつつて中小企業省を設置すべきであると信じますけれども、総理大臣の考え方はどうなのか。さらに、中小企業関係者三千万人のための予算としてわずか三百六十八億円で事足りると考えておられるかどうか、総理大臣の所見を伺いたいと思うのであります。

それから、一つの例といたしまして、わが党が強く要望してまいりまして、昭和四十一年に、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律という法律が成立をいたしております。そして、中小企業のために官公需をできるだけ多くさせようといふねらいから出たこの法律でありますけれども、この法律が制定されて以来、官公需の中小企業向け発注というものは、ふえておるど

るではなくて、むしろ低減をしておるという事実は、まことに残念であります。(拍手)政府の中小企業対策の熱意がいかに少ないかを如実に示すものでありますけれども、この点どう考えておられるか、通産大臣に伺いたいと思うのであります。

戦後日本経済の発展のかぎは、日本民族の優秀さと勤勉によるものであることは定説である。さらに、平和憲法に基づいて軍事予算が低く規制をされておるという点、あるいは憲法によってまずから生活を引き上げるために要求する権利を獲得した点、それに基づいて購買力が高まり、それが関連する産業がいんしんをきわめて今日に至ったということは否定する余地がないのでありますけれども、日本独特の経済成長のかぎとしてよくいわれるのは、下請制度の存在であります。すなわち、高度化され、徹底的な合理化をされた大企業の生産性を維持し発展させるための、いわば緩衝地帯として、陰の力として、大企業渦存のための犠牲となつて働いてきた下請の力を目ざすことはできないのであります。しかし、製造工業の約六割を占めております下請企業が、不況の際には見捨てられてしまふ存在としてある限り、日本の健全な均衡のとれた経済の発展を実現することはできないと思うのであります。

い切ることはできません。生きるために、販売政策にかえてのやむを得ざる知恵と見るべきであります。彼らは思うことの一割も親企業に対しては言い得ないといふ。その実態を政府は把握しておらないのです。したがつて、親企業の協力を必要として近代化のための振興計画を進め定的に進めるに至ることになると思うのでありますけれども、この点を通産大臣は一体どうお考えになつておるでありますか。(拍手)

下請企業家の多くの方に私も意見を開いたのであります。この法案では、ただ系列化、隸属化を促進するだけだ。結局は下請は生かさず殺さず、封建制度下の農業のようなものだ、と言つておつた事実を何と理解すべきでありますか。

さらに、この法案は、自主的に行なうことがたてまえであるだけに、一向強制力を持つておらぬのであります。したがつて、この法案は単なる計算倒れに終わる懸念が強いといわなければなりませんが、この点いかがお考えでしょうか。しかも、この対策が十分懸念のあるものであれば、積極的に参加をするという意欲もわくであります。うけれども、この法案のように単なる助成策では、魅力が乏しいだけではなく、金額としても、全部でわざかに特利分十五億円にすぎないといふのでは、大きな企業の一つの工場の一年間の設備資金にも及はないというような実態ではあります。政府の熱意のほどが疑われてしかたがないのでありますけれども、この点、総理大臣はいかがお考えになつておられますか。

下請という企業の持つ格差是正の熱意を示すために、振興計画に基づく共同利用施設に与えられた損益算入制度や特別償却制度を、その参加した下請企業の全生産設備に適用するくらいの積極的な施策がとれないものでありますから、通産大臣に伺いたいと思ふのであります。

また、特利率七・七%というのでは、たいへん

んな恩典というわけにはまいりません。せめて

5%以下にすることが必要と思うのでありますけれども、この点についてもあわせて通産大臣の所信を伺いたいと思うのであります。

さらに、この法案には団体交渉の条項が載つておらないであります。隸属化のおそれを少なくするために、この振興計画をつくるためには、特に対等の立場に立つて団体交渉を持つ必要があると思うのでありますけれども、その団体交渉については中小企業等協同組合法に規定されていて、重複するからといらざりますけれども、すでにこの法律の条項は死文化しておるという実態であります。さらに、これが死文化していないと仮定をいたしましても、この法律によるところの団体交渉は団体協約を結ぶための交渉といふことになつておるわけであります。振興計画をつくる際に団体協約を必要とするかどうかはまことに不明確であります。この法案作成にあたつては、特に団体交渉の点はさらに明確にすべきであると考えておりますけれども、この点修正の意思があるからどうかを通産大臣に伺いたいと思います。

現在、八期連続の増収増益の高原景気の中になりました。金融引き締めの影響もあり、いささか景気冷却のかげりを感じ始めておる昨今であります。高原景気の中にあっても、倒産は依然として引き続き高水準を維持しております。親企業の多くは特惠関税、貿易の自由化、資本自由化のもと激しい国際競争に耐えるために、また平価

切り上げの可能性を予測しながら必死の努力を続けております。そこには一片の温情主義も許されぬものではありません。

不況の波が押し寄せるならば、どんどんと格差を広げておらぬきびしい現実の姿であります。一たん不況の波が押し寄せるならば、どんどんと格差を広げておらぬきびしい現実の姿であります。一た

うものが実態ではないでしょうか。もしそうなれば、下請の多くはこの荒波に耐える力がなくて、飛騰的に倒産が増大をし、たいへんな社会問題となるであろうことを、私はいまからりつ然なる思いで予測をしておるわけであります。そのときに

なつておそいのであります。このきびしい現実をもちろん下請企業自身も認識をして、みずから

の足で歩み出す努力が最も必要であることは言うまでありますけれども、担保能力をすでに

失つておりますところのこれらの企業がなし得ることには、限界があるわけであります。この緊急事態に対処するための方策として今度の法案が出されたものであるとするならば、これはあまりに認識が甘過ぎるといわなければなりません。いまこそ急速に中小企業対策、また特に下請企業対策は思い切った施策が必要なときであります。この法案程度の微温策ではどうい対応策にはなり得ないということを明確にいたしまして、緊急に思ひ切った施策をすべきことを建言いたしました。

以上、お答えをいたします。(拍手)

〔國務大臣宮澤喜一君登壇〕

○國務大臣(宮澤喜一君) 中小企業の実態について詳しい御認識の上でのお尋ねというふうに承りました。

それで、御質問の中心になつております部分に

ついて私どもの考え方を申し上げたいと思うのですが、これをお尋ねの中心になる部分だと思

ます。また、大企業が地方銀行等から借り入れを

ふやしているため、中小企業が圧迫されていると

の御懸念であります。格別中小企業金融が圧迫されているものは私は考えておりません。

なお、現在の通産行政が、中小企業を守る立場よりも大企業の立場に立ちやすいという御批判

は、私は当たっていないものと考えます。中小企

業行政は、金融、税制等の総合的施策によってそ

の充実がはかられるべきものであり、今後とも関

係各省との連携を一そく緊密にとって、中小企業

対策を重点的に推進してまいる所存であります。

次に、予算の編成は、それぞれの置かれている現状と課題を考え、かつ税制、金融等の総合的施策を背景として、均衡のとれた予算配分を行なっているものであり、決して農業に比較して中小企業を冷遇しているということではありません。このことは誤解のないようにお願いしておきます。

次に、大蔵大臣からお答えすればいいのです

が、きょうは私がかわって、金融問題についてもお答えをいたします。

金融問題についてであります。政府として

は、金融調整措置の影響が中小企業にしわ寄せされることが多いよう十分配慮しております。この

ことは、最近の中小企業の取引条件や、企業倒産

件数等の推移からも容易にうかがえることと考えます。また、大企業が地方銀行等から借り入れを

ふやしているため、中小企業が圧迫されていると

の御懸念であります。格別中小企業金融が圧迫されているものは私は考えておりません。

金体の動向を見ても、中小企業向け貸し出しの比率は低下しておりません。格別中小企業金融が圧迫されているものとは私は考えておりません。

今後とも十分注意し、御懸念のようなことにならないよう、適切な指導を行なっていく考えでござります。

が低くなるということから、かえってそれですとコストが思うほど低減しないという認識が親のほうにもございますために、むしろ親べつたりでなく、ある程度の技術なり設備なりを持つてそれをもとにしても注文をとるといふところのほうが、結局親にとつてもコストの引き下げになつて有利だ、こういう関係が、ことに機械とか輸送機械などには生まれつはあるように私どもは見るわけでござります。そういたしますと、この法律案のような考え方で、当初は親との系列で近代化をはかつていかなればなりませんから、その段階では御指摘のよくなことが、これは確かにあり得ると思いますけれども、その段階を過ぎていきますと、今度はほんとうに隸属的でない、自主性を持った強い中小企業を仕上げることができるのではないか、こういうふうに私どもは問題の根本を見ておるわけでござります。したがつて、そういうことが中小企業にとってはもとよりありますから、親にとつてもかえって、何といいますか、べつたりでなくなつてくれることが有利であるという関係がございますから、両者の間に協力関係が生まれるのではないか。企業によつて違うことは私どもも認めますが、機械、輸送機械などにはそういう関係が多いとの節は考えておりましますので、それがこの法案がねらつておりますところでございます。

可決していただきましても、準備期間がかなりかかることがありますので、十五億円ということで、さしつけ支障を生ずることではないと思いま
すが、うまくいくようでございましたら、これはもう明年度からは需要に従つてふやしていくなければならぬ、積極的に考えていくべきだと思いま
す。七・七名は、構造改善などに比べますと確
かに少し高い金利でござりますけれども、構造改
善を企業ぐるみでやつてあるといふことに比べま
すと、一つの親を中心とにいう問題はこの場合に
は残りますので、この程度の金利がまあまあのと
ころではないかというようなんらうに考えておなりま
す。

ま政府より趣旨説明のありました下請中小企業振興法案について質問いたします。

わが国の中小企業は、工業生産の拡大、商品の流通の円滑化、海外市場の開拓、雇用の増大等国民経済のあらゆる分野にわたり、その発展に寄与するところに、国民生活の安定に大きく貢献してまいりました。わが国経済の特色は、中小企業の比重がきわめて高く、常にわが国経済発展の中枢的役割りを果たしてきたことであります。この中小企業に対して、政府は、中小企業基本法を土台として、中小企業近代化促進法で構造改善、近代化を促進することとし、中小企業の資金面の配慮をいたしまして、政府三機関を設け、助成措置を

ましても、時期的に見れば非常におくれております。親企業との従属性を解消し、親企業と下請企業との関係を正常化し、下請企業に実力をつけることが、親企業にとってもさらに力強い事業が営まれるので、早く正常化してもらいたいと数年前から呼ばれていたのであります。ようやくこの法案が提出されました。この法案も、あとで申し上げるところより、予算の制約で動きがとれないものではないかと心配されるのであります。中小企業、下請企業に対する政府の施策は、大体このよくな経過をたどつておることを十分認識していただきたい。総理は、りっぱな法律ができたから、もうだいじょうぶだと思われるであります。しかし、法に期待したように現実は動いていないのであります。

業の支払い条件を規制し、下請企業を保護育成し
ようとしております。
しかし、これまでの中小企業政策は、目前の応
急対策に追われ、長期的視野に立った一貫した政
策とならず、後手後手となつたところに、法は整
えても実効があがらなかつたのであります。たと
えば、下請企業は親企業に対して立場が弱い、言
いたいことも強く主張できない、それが積もり重
なりましたので、下請代金支払遅延等防止法がよ
うやくできたものの、後ほど申しますように、ほ
とんど実効はあがつております。親企業野放し
の実情であります。

したがつて、政府は、中小企業発展五カ年計画といったようなものを策定し、前向きに中小企業、下請企業の実力向上に実効をあげるよう計画すべきではないか。新経済社会発展計画において中小企業対策をどのように取り上げようとしているのか、内外の経済環境の変化に対し、これから下請企業がいかにあるべきか、長期的展望に立つてのビジョンについて、総理の御所見を承りたいと思うのでござります。

第二点は、通産大臣にお尋ねいたします。それは、本法案によってどのような効果が期待できるかということについてであります。

增加しているといふふうに聞いておりますけれども、手続の問題、関係各省の協力関係など、なお十分でないという御指摘でございました。十分注意をいたしまして、積極的にこの法律の趣旨に沿うようにいたしたいと存じます。

それから、団体交渉の件につきましては、この法律の中の振興基準を定めますときに、親企業の協力についてはつきりした指針を示したい、こう考えておる次第でございます。(拍手)

業の支払い条件を規制し、下請企業を保護育成しようととしております。

しかし、これまでの中小企業政策は、目前の応急対策に追われ、長期的視野に立った一貫した政策とならず、後手後手となつたところに、法は整えても実効があがらなかつたのであります。たとえば、下請企業は親企業に対して立場が弱い、言いたいことも強く主張できない、それが積もり重なりましたので、下請代金支払遅延等防止法がようやくできたものの、後ほど申しますように、ほとんど実効はあがつております。親企業野放し

したがつて、政府は、中小企業発展五カ年計画といったようなものを策定し、前向きに中小企業、下請企業の実力向上に実効をあげるよう計画すべきではないか。新経済社会発展計画において中小企業対策をどのように取り上げようとしているのか、内外の経済環境の変化に対し、これから下請企業がいかにありるべきか、長期的展望に立つてのビジョンについて、総理の御所見を承りたいと思うのでございます。

第二点は、通産大臣にお尋ねいたします。それは、本法案によってどのような効果が期待できる

可決していただきましたが、準備期間がかなりか

ま政府より趣旨説明のありました下請中小企業振

ましても、時期的に見れば非常におくれておりま

の実情であります。

かと云ふことになります。

104

(外) 号

松遅延等防止法があります。この法律は、親事業者にいろいろ守るべき事項を規定し、下請企業を保護育成するもので、まことにりっぱな法律であります。その結果は、はたしてどうであったかといいますと、下請企業の弱さから、親企業に従属的であることと、他方、取り締まり官庁がはなはだ弱体である。すなわち、親事業者数は製造業だけで一万六千カ所、その事業所数は二万六千カ所に達しております。この事業所を実際にどれほど検査ができたかと見ますと、四十四年中に六千件であります。これでは四年半に一回の書類検査となり、立ち入り検査は數十年に一回というあります。これまで、全く親企業野放しの実態であります。いかにりっぱな法も、裏づけの予算と人員の不足で全く効果があがっていない。

本日提案されましたこの法案においても、何ら強制力はなく、すべて親企業の理解と協力がなければ実効はあがらないのであります。強力な行政指導とP.R.がなされなければなりません。また、親企業に都合のよい部分で親子ぐるみの提携が行なわれて、弱小下請企業はいつまでも取り残される懸念も多分にございます。親企業の御用組合のようなものがつくられるおそれもござります。この下請組合の結成につきまして、どのような指導が実際になされるのでありますか。

さらに、親子ぐるみの提携は、親企業に下請企

業が系列化されまして、いつまでも従属性を脱却することができなくなるのではないか。親企業と対等に話し合いができるようにレベルアップをねらった法案が、逆にいつまでも親企業のもとに固定化される結果が出るよなことは絶対にやめねばなりません。このように突き詰めますと、結局は親企業の理解と協力にまつことと、政府が意欲を燃やして、親子ぐるみの下請事業組合の結成をどのように達成しようとするかといふ、行政指導力に本法案の効果が左右されるものであります。この点についてお答えを願います。

質問の第三点は、助成措置についてであります。この法律が効果をあげるよう、助成措置が講ぜられることとなっております。その内容は、下請中小企業振興貸し付け制度を創設し、下請企業の振興事業計画に基づく生産設備機械とかまたは福利厚生施設に融資するもので、まことに時宜にかなった措置であります。政府は、このため十五億円の予算をつけたのであります。はたしてこの十五回の裏づけがないために、親企業野放しの状態等りつぱであります。下請企業を育て上げることを感じます。下請企業を育て上げることでありますと断ざざるを得ないのであります。また、ここに政府の大企業優先の姿が明らかにされることを感じます。下請企業を育て上げようといふこの法案であります。また、下請企業がたよりとするのはこの法案であります。政

府は、積極的に下請組合の結成に取り組み、りっぱな成果をあげることとに、予算的裏づけを十分にとつて、中小企業者、下請事業者のたよりにならうではなかつたと、わからせていただきたい、このことを強く大蔵大臣と通産大臣に訴える次第であります。

すが、本法を積極的に活動させようと政府が前向きに行政指導をするならば、事業計画は次々と出てくるわけであります。他面、融資の面からいえば、一件当たりの貸し付け限度は八千万円となつております。平均借り入れ希望一件当たり五千万円と押えてみても、三十の下請企業に貸し付ければ十五億円のワクがすでに一ぱいとなつてしまふ。七万の下請企業に対し、実際はごく限られた下請企業のみしか利用できないといふ、まことに助成措置としては不十分きわまるものであります。もしこの資金で十分だと考えられるならば、下請代金支払遅延等防止法が強制力がないことと予算の裏づけがないために、親企業野放しの状態になっておると、全く同じコースをたどり、かけ声ばかりは中小企業の振興、下請企業の近代化等りつぱでありますが、実体の全く伴わないものでありますと断ざざるを得ないのであります。また、ここに政府の大企業優先の姿が明らかにされています。下請企業は、各都道府県にたくさん存在しております。下請企業は、今年度は北海道に設置される道府県に設置し、強化、拡充する考えはないかどうかと申します。

この協会は、現在、全国に十四ヵ所設置されており、今年度は北海道に設置する方針のようになります。下請企業は、各都道府県にたくさん存在しております。この下請企業に下請取引のあつせん、苦情または紛争についての相談、下請中小企業の振興のための調査及び情報の収集、提供を行なうのが振興協会であります。現在、共同化、近代化等多くの問題をかかえている下請企業に、親身になって専門的に指導し、あつせんする機関はこの振興協会であります。ゆえに、振興協会は、常に下請企業に接し、その体質改善につとめ、機会をつくって親子ぐるみの事業計画に参加できるよう導くことが、この法案の趣旨に沿うことであります。製造業中、三十一万の下請業者がありま

味で、そのリーダーになつてもらいたい。その意
味で、全國十四カ所はまことに手薄といわざるを
得ません。しかも、一協会當たり指導員三名、補
助員三名、計六名の陣容では、申しわけに協会を
つくつとおると見られてもいたしかたのない次第
で、ここにも、法律をつくり機構をつくつてても実
効のあがらない一つの大きな原因があると指摘さ
れるのであります。法律をつくつたらそれでいい
といふのではなく、つくつた以上は前向きに取
り組む決意を現実に示してもらいたいものであり
ます。

さらに、本法案によれば、近代化保険の対象に
下請組合及びその構成員が実行する振興事業が加
えられることになっております。事業資金の債務
保証を行なう信用保証協会との連携も大いに密に
して下請企業の向上をはかることも、振興協会の
重大な役割りであります。

最後に、指定業種について質問いたします。

この法律では、特に下請中小企業の振興をはか
ることが必要な業種を政令で指定するとなつてお
ります。この指定がなされるかどうかは重大な関
心事であります。したがつて、政府としてはわが
國の基幹産業について十分検討の上、業種の指定
がなされるものと思います。指定がなければ、そ
の業種の下請企業はいつまでも現状のまま取り残

されていく。この観点から、日本の代表的産業ともいってべき造船業について指定される予定であるかどうか。かりに今回指定しないとすれば、いかなる理由によるものであるか。この点について運輸並びに通産大臣にお尋ねいたします。

能力を最も有効に發揮できるような企業に育成されることにあると考えます。

政府としては、このような基本的方向に沿つて下請企業の体質を強化することにより、従属性的な下請関係を解消し、真に対等な企業による近代的な分業関係を形成するようにつとめてまいりたいと考えております。

本日提案した法案は、この方向に大きく寄与するものとして私どもは確信しておりますので、何とぞよろしく御審議をいただきたいと存じます。

また、御指摘のとおり、この法案は親事業者の理

何と申しましても、従来の下請の力関係が弱うございましたので、なかなか訴えて出てこないと、いふやうになつてゐました。この節はだいぶその点も変わつてきておるようになりますが、なおこの法律の実施につきましては、もっと注意をしてましらなければいけないと思つております。

それから、今回のこの法律案の親子の関係につきましては、先ほど石川議員も同じ点を御指摘になりましたので、石川議員にお答え申し上げましたところを御参照賜りたいと存じます。

請企業の体質改善は親事業者のためにも必要なことであり、その協力は十分期待できるものと考えております。なお、政府といたしまして、この方向で万全を期していくと考えてございます。

その他の問題は、それぞれの所管大臣からお答えをいたします。(拍手)

〔国務大臣宮澤喜一君登壇〕

○国務大臣(宮澤喜一君) 下請代金の支払い遅延の防止に関する法律の施行状況でございますが、大体毎年一万五千件程度の調査を中小企業庁と公正取引委員会とでやっておりまして、その中で疑わしいと思われるものについて立ち入り検査をいたしております。毎年千件くらいの立ち入り検査でございます。その結果、中には公正取引委員会の勧告に及ぶものがございますが、多くは行政指導で改善をしております。

にやつていくのかといふお尋ねでございましたが、これは、何よりも関係業界に、今度のこういいう施策といふものの周知徹底をはかることが当面の仕事だと思つておりますが、中に、実は親企業の中で、私どもが、こういう法律さえあればすぐ始められるがなど見当をつけておりますものも幾つかござりますので、そういうものにつきましては、直接に呼びかけてみたいと思っております。

それから、十五億円の点でございますが、これは本年度いたしましては、まず周知徹底、準備等で大部分時間を使われるかと思いますので、この金額が十分使い切れるまでにいきますか、まあこの程度はいかかと思いますが、これがうんと需事が起くるようになりますたら、非常に喜ばしいことでありまして、この種類の予算は効果がわりにはつきりあらわれますので、予算要求も非常に

しやうござりますから、これが非常に広い規模で行なわれるようになりますたら、この予算額を来年度増額いたしますことは、私は別に難事ではない、ぜひそつとほしいし、そうしたいと思つておるわけでござります。

七・七%につきましては、先ほど申し上げましたとおりで、具体的な私企業を中心の話であるには違ひございませんので、構造改善とは少し率を異ならしめたということでございます。

官報(号外)

それから、振興協会を都道府県ことにといらお話をございましたが、いまの程度では少しまだ確かに足りないと思いますが、協会の仕事が都道府県の県界よりは少し広範になるかと思つておりますが、一県一つといふやしていきたいとは思つております。それから、指定業種でございますが、やはり機械等々が中心になると思っておりますが、御指摘の造船業は、やはり総合工業でありますし、下請の比重も非常に多くございます。したがつて、これは適当な機会に指定をいたしたい、その方向で考へるべきだと思います。(拍手)

○國務大臣(井出一太郎君) 松尾君にお答え申し上げます。

ただいま造船業を指定業種にするかどうか、こういう御質問でございましたが、ただいまのところ

ろは通産大臣からお答えをした程度に考えておりまして、今後この重要性にかんがみまして、本法によつての施策を推進したい、こういう方向で検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長(船田中君)

これにて質疑は終了いたしました。

下請中小企業振興法案の趣旨説明に対する松尾信人君の質疑 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案について

約が新たに採択され、災害補償についての国際水準の引き上げが行なわれております。

労働者災害補償保険審議会におきましては、このような事情を考慮して、昭和四十三年来、小委員会を設けて労働者災害補償保険制度の改善について検討が行なわれましたが、昨年八月、同審議会において労使公益各側委員全会一致による制度の改善についての建議が行なされました。

政府いたしましては、この建議の趣旨を全面的に尊重し、その実現について鋭意検討を行なつてまいり、その結果、建議中法律改正を要する部分について成案を得ましたので、その改正案について労働者災害補償保険審議会及び社会保障審議会に諮問をいたし、労働者災害補償保険審議会からは本年二月十七日に、社会保障制度審議会からは二月二十四日に、それぞれおおむね了承する旨の答申を得ました。その結果に基づいて、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案を作成し、ここに提案をいたした次第であります。

次いで、この法律案の概要を御説明申し上げます。

○國務大臣(野原正勝君)

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を説明を求めます。労働大臣野原正勝君登壇

○議長(船田中君)

内閣提出、労働者災害補償保険保険法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。労働大臣野原正勝君。

【國務大臣野原正勝君登壇】

労働者災害補償保険制度は、昭和四十年に年金による補償体系を確立するなど大幅な改善をはかり、労働災害をこうむつた労働者及びその遺族に対する助成金を改定する法律案について、その趣旨を説明申し上げます。

この間、わが国は、目ざましい経済成長を遂げ、その経済力も国際的に高く評価されるに至つておりますが、このよみうな情勢を背景として、関係各方面から経済成長に相応した災害補償を求める声が強くなつきました。また、国際的には、業務灾害に関する条約としてILO百二十一号条約の水準に達する率だけ障害等級第一級から第七級までの年

金額をそれぞれ引き上げることとしたことであります。

第二は、遺族補償年金について、遺族三人の標準受給者に対する年金額を現行の給付基礎年額の百分の四十に相当する額から百分の五十に相当する額に引き上げることを骨子とし、他の遺族数の年金についても生活実態を考慮して、給付基礎年額の百分の三十から百分の六十に相当する額に定めることとしたことであります。

なお、遺族が妻一人のときは、妻である地位と女子の今日の就業実態を考慮して、五十歳以上五十五歳未満の場合には給付基礎年額の百分の十に相当する額を加算し、五十五歳以上または一定の年齢の配偶者の場合は給付基礎年額の百分の十に相当する額を加算することとしたしております。

第三は、遺族補償一時金について、最近における改正いたしますすると、労働者災害補償保険の給付水準は、ILO百二十一号条約の水準に達することに相なります。

第四は、年金支払いの迅速、効率化等をはかるための給付基準の四百日分から千日分に引き上げることとしたことであります。

第五は、年金支払いの迅速、効率化等をはかることとしたことであります。

その一は、年金の種類が変更された場合における支払い事務の調整をはかったことであります。

その二は、年金の受給者が行くと不明となつた場合などに年金の支払いを一時保留し、その者が確実に年金を受けることができるとしたこととであります。

次に、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の改正について御説明申し上げます。

第一は、遺族補償年金の前払い一時金制度の存続についてであります。この制度は、昭和四十年の労働者災害補償保険法の改正により遺族補償が年金化された際、遺族の方々が直ちには年金制に

なじみにいく事情があることにかんがみ、昭和四十六年一月三十一日までの期限つきで設けられたものであります、現在においてもなおその事情が存続していると考えられますので、引き続き五年間存続させることとしたことであります。

月に給付することとしたことである。
最後に、労働保険の保険料の徴収等に関する法律の改正について御説明申し上げます。

月は新一言をかとどしたとてあれども

最後に、労働保険の保険料の徴収等に関する法律の改正について御説明申し上げます。

この改正の内容は、百人以上の労働者を使用する事業に適用しております。現行の継続事業の保険

料のメリット制を、三十人以上の労働者を使用する事業であつて労働省令で定めるものにまで拡大

するとともに、三年以上の期間にわたって継続してメリット制の適用規模に該当する事業に限り適用することとしたことあります。

において、以上の改正に伴う経過措置を定めてお
ります。

なお、施行期日については、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行することとし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律の改正規定は昭和四十八年十二月三十一日から施行することとしております。以上が労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

ことであります。資本主義社会とはいへ、労働者は資本家に労働力を売つても、命までは売つていいものであります。したがつて、労災問題の基本は、災害をいかにして未然に防止、絶滅するかにすべてを傾注すべきであります。それは、労災補償をいかに拡充しようとも、失われた労働者の手足、ましてや命は返つてこないからであります。この基本的立場に対する總理並びに労働大臣の見解と認識を、まずもつて私はただしたいのであります。（拍手）

条約の基本条件にいまでお抵触する事項を数多く残したままであり、しかも現行法は、法律制定当時すでに十五件にも及ぶ条約違反の内容を持つてゐる上に、その後I.L.Oで新しく制定された労災補償に関する条約や社会保障関係条約や、さらには労働基準に関する条約についていまだに批准していないものは、驚くなかれ五十二件にも及んでゐるのであります。今回の労災法改正に直接関係する社会保障関係条約など、いずれもこれらの条約は、条約の基本的部分に関するものであり、その内容はきわめて多岐にわたっています。国際的には全

演説を聞いてみまして、高度成長経済を讃美する点がたくさんありました。しかし、この成長経済を実質的にささえてきた勤労国民に対する人命尊重や、労働災害防止についての内容を発見することができませんでした。さわめて遺憾であります。この人間軽視の態度が、そのまま政府の無策ともいべき労働政策や社会保障政策となつてあらわれていると考えます。

まず、国際的比較の觀点からわが国の労働災害を検討した場合、その災害件数はさわめて多く、その労働基準と労災補償の条件があまりにも低級、かつ劣悪そのものであるということです。佐藤総理が常に口にされる国民総生産世界第二位の経済大国の姿としては、あまりにも貧弱でないでしょうか。

たとえば昭和二十二年制定を見た現行労働基準法は、一九一九年、いまから約五十年前の I.L.O

条約の基本条件にいまだお抵触する事項を数多く残したままであり、しかも現行法は、法律制定当時に十五件にも及ぶ条約違反の内容を持つていて、その後ILOで新しく制定された労災補償に関する条約や社会保障関係条約や、さらには労働基準に関する条約について、まだに批准していないものは、驚くなれ五十二件にも及んでいるのであります。今回の労災法改正に直接関係する社会保障関係条約など、いずれもこれらの条約は、全く向けてできない恥ずかしい限りであります。しかもILO条約の基準は、その加盟国であれば、後進国と目される国といえども消化できる国際的な最低基準でありますから、わが国がこれらはきわめて多岐にわたっています。国際的には全く顔向けもできない恥ずかしい限りであります。

この条約の基本的部分に関するものであり、その内容は、後進国と目される国といえども消化できる国際的な最低基準でありますから、わが国がこれらの諸条約を全面的に批准できない理由は、どうもなれば、後進国と目される国といえども消化できる国際的な最低基準でありますから、わが国がこれらの政府にやる意思がないからできないのではないはずであります。できないのではなくて、今日の政府にやる意思がないからできないのではないでしょうか。(拍手)いまやわが国は、ILOにおいても、そのあとを追うのではなくて、むしろ牽引車的役割を果たすべきであります。今回の法律改正の重要ななりどころとなつて、これらの諸条約が、なぜ今まで批准されなかつたのか。その理由を明らかになると同時に、これらのすべての条約を近い将来に向けて全面的に批准すべきだと思いますが、その具体的なスケジュールを佐藤総理から明らかにしてもらいたいのであります。

次に、私は、労災法改正に直接関係する具体的

な労働施策についてただします。

それは、労働省統計によつても明らかなどおり、昭和三十五年以来、労働災害による死亡者は毎年六千人以上を数え、休業八日以上の重傷災害は四十万人、一週間以内の傷害件数は優に百万人を突破しております。かかる遺憾な状態が毎年続いているにもかかわらず、労働災害を未然に防止、点検する基準監督官の配置予算はどうなつてゐるのか。二百六十万事業所に対し、三千万人労働者について、監督すべき監督官がわずかに二千七百名であります。その監督実施率は、十年ないし十二年に一回の定期監督しかできない状態であります。これでは、政府は労働災害防止を口にすること自体ナンセンスと言われてもしかたがありません。

かかる政府施策の立ちおくれが、せんだつての東京練馬の小田原製紙株式会社の労災となり、災害の発見が、基準監督署よりも警察のほうが先に知るというような、ふざまな状態さへ起つてゐるのであります。また、先日私が衆議院社労委において緊急質問をいたしました、愛媛県西条市の松下電子株式会社のときは、無届け建築違反の建築物の上に入百人の労働者を集合させ、床が落ち、三百名にも及ぶ労働者が重軽傷を負うといふ悲惨な事態を引き起してゐるのであります。労働災害は労災にあらずして、まさに人災であります。これらの事例は事実をもつて証明しております。(拍手)

官外(号)報

これららの労働災害に対し、労働大臣あるいは建設大臣はどのような責任を感じてゐるのか。また、将来に向けて、国家的な立場からする労災防止のために、いかなる施策を講じ、かつ講じていらるにもかかわらず、今回の改正案には盛り込まれております。わが党は、ここにあらためて、これまでの経緯と政府の責任についてただしたいのであります。

それは、先ほども労働大臣が触れましたが、まずその第一は、過ぐる第四十八国会における衆参両院の附帯決議であります。その二つは、労働大臣の諮問機関である労働者災害補償保険審議会が昨年の五月とことの二月に建議、答申した事項であります。その三つは、総理の諮問機関である社会保障制度審議会が本年の二月答申した事項についてであります。

これら一連の国会決議や答申案で指摘されていける最も肝心な条件ともいふべき、通勤途上災害の取り扱いを含む数項目の改善要綱のほとんどが、今回の改正案では全部除外されているのであります。今回の改正是、ILO百二十一号条約への形式的なところ合わせともいふべきものになつてゐるのは、どうしたことなのか。これでは、国会及び諸閣機関の意向を無視するもはなはだしいといわざるを得ないのであります。佐藤総理並びに労働大臣からその理由を明らかにしてもらいたいのであります。(拍手)

その四つ目の理由は、総評、中立、同盟などすべての労働団体は言ふに及ばず、未組織及び家内労働者に至るまで、働く者のすべての統一要求であります。

その理由は、総評、中立、同盟などすべての労働団体は言ふに及ばず、未組織及び家内労働者に至るまで、働く者のすべての統一要求であります。

昨四十四年十月の労働省婦人少年局の労働災害

遺族の生活実態調査によると、その遺族年金の平

均受給額はわずか二十万円以下であります。その

これらの労働災害に対し、労働大臣あるいは建設大臣はどのような責任を感じてゐるのか。また、将来に向けて、国家的な立場からする労災防

止のために、いかなる施策を講じ、かつ講じていらるにもかかわらず、今回の改正案には盛り込まれております。わが党は、ここにあらためて、これまでの経緯と政府の責任についてただしたいのであります。

特に、通勤途上の災害を業務上災害とすべきであるという主張は、先日の朝日新聞の社説に代表されるごとく、いまや社会常識にさへなつてきてゐるにもかかわらず、今回の改正案には盛り込まれております。わが党は、ここにあらためて、これまでの経緯と政府の責任についてただしたいのであります。

その理由は、私鉄を中心

に幾つかの個別企業

においてさえ容認され、人事院規則においても、条件つきとはいえ、すでに認められていることな

どからして、労働力の再生産を継続的に維持発展させるためには、「通勤なくして労働なし」であります。

して、通勤時間は当然事業主の支配下に包括され、使用者はその無過失賠償責任をとるべきもの

べきであるということを主張すると同時に、関係大臣の見解をただしたいのであります。

その理由の第一は、先ほどから労働大臣も強

調されておりますが、このILO百二十一号条約

では、通勤途上における災害はこれを業務上災害

から除外してはならないと規定しており、国際的

にも、あはやこのことは社会常識となり、労働常

識となつてゐるといふこと

であります。

その理由の第二は、先ほどから労働大臣も強

調されておりますが、このILO百二十一号条約

では、通勤途上における災害はこれを業務上災害

から除外してはならないと規定しており、国際的

にも、あはやこのことは社会常識となり、労働常

識となつてゐるといふこと

であります。

その理由の第三は、先ほどから労働大臣も強

調されておりますが、このILO百二十一号条約

では、通勤途上における災害はこれを業務上災害

から除外してはならないと規定しており、国際的

にも、あはやこのことは社会常識となり、労働常

識となつてゐるといふこと

であります。

その理由の第四は、先ほどから労働大臣も強

調されておりますが、このILO百二十一号条約

では、通勤途上における災害はこれを業務上災害

から除外してはならないと規定しており、国際的

にも、あはやこのことは社会常識となり、労働常

識となつてゐるといふこと

であります。

その理由の第五は、先ほどから労働大臣も強

調されておりますが、このILO百二十一号条約

では、通勤途上における災害はこれを業務上災害

から除外してはならないと規定しており、国際的

にも、あはやこのことは社会常識となり、労働常

識となつてゐるといふこと

であります。

その理由の第六は、先ほどから労働大臣も強

調されておりますが、このILO百二十一号条約

では、通勤途上における災害はこれを業務上災害

から除外してはならないと規定しており、国際的

にも、あはやこのことは社会常識となり、労働常

識となつてゐるといふこと

であります。

その理由の第七は、先ほどから労働大臣も強

調されておりますが、このILO百二十一号条約

では、通勤途上における災害はこれを業務上災害

から除外してはならないと規定しており、国際的

にも、あはやこのことは社会常識となり、労働常

識となつてゐるといふこと

であります。

その理由の第八は、先ほどから労働大臣も強

調されておりますが、このILO百二十一号条約

では、通勤途上における災害はこれを業務上災害

から除外してはならないと規定しており、国際的

にも、あはやこのことは社会常識となり、労働常

識となつてゐるといふこと

であります。

その理由の第九は、先ほどから労働大臣も強

調されておりますが、このILO百二十一号条約

では、通勤途上における災害はこれを業務上災害

から除外してはならないと規定しており、国際的

にも、あはやこのことは社会常識となり、労働常

識となつてゐるといふこと

であります。

その理由の第十は、先ほどから労働大臣も強

調されておりますが、このILO百二十一号条約

では、通勤途上における災害はこれを業務上災害

から除外してはならないと規定しており、国際的

にも、あはやこのことは社会常識となり、労働常

識となつてゐるといふこと

であります。

その理由の第十一は、先ほどから労働大臣も強

調されておりますが、このILO百二十一号条約

では、通勤途上における災害はこれを業務上災害

から除外してはならないと規定しており、国際的

にも、あはやこのことは社会常識となり、労働常

識となつてゐるといふこと

であります。

その理由の第十二は、先ほどから労働大臣も強

調されておりますが、このILO百二十一号条約

では、通勤途上における災害はこれを業務上災害

から除外してはならないと規定しており、国際的

にも、あはやこのことは社会常識となり、労働常

識となつてゐるといふこと

であります。

その理由の第十三は、先ほどから労働大臣も強

調されておりますが、このILO百二十一号条約

では、通勤途上における災害はこれを業務上災害

から除外してはならないと規定しており、国際的

にも、あはやこのことは社会常識となり、労働常

識となつてゐるといふこと

であります。

その理由の第十四は、先ほどから労働大臣も強

調されておりますが、このILO百二十一号条約

では、通勤途上における災害はこれを業務上災害

から除外してはならないと規定しており、国際的

にも、あはやこのことは社会常識となり、労働常

識となつてゐるといふこと

であります。

その理由の第十五は、先ほどから労働大臣も強

調されておりますが、このILO百二十一号条約

では、通勤途上における災害はこれを業務上災害

から除外してはならないと規定しており、国際的

にも、あはやこのことは社会常識となり、労働常

識となつてゐるといふこと

であります。

その理由の第十六は、先ほどから労働大臣も強

調されておりますが、このILO百二十一号条約

では、通勤途上における災害はこれを業務上災害

から除外してはならないと規定しており、国際的

にも、あはやこのことは社会常識となり、労働常

識となつてゐるといふこと

であります。

その理由の第十七は、先ほどから労働大臣も強

調されておりますが、このILO百二十一号条約

では、通勤途上における災害はこれを業務上災害

から除外してはならないと規定しており、国際的

にも、あはやこのことは社会常識となり、労働常

識となつてゐるといふこと

であります。

その理由の第十八は、先ほどから労働大臣も強

調されておりますが、このILO百二十一号条約

では、通勤途上における災害はこれを業務上災害

から除外してはならないと規定しており、国際的

にも、あはやこのことは社会常識となり、労働常

識となつてゐるといふこと

であります。

その理由の第十九は、先ほどから労働大臣も強

調されておりますが、このILO百二十一号条約

では、通勤途上における災害はこれを業務上災害

から除外してはならないと規定しており、国際的

にも、あはやこのことは社会常識となり、労働常

識となつてゐるといふこと

であります。

その理由の第二十は、先ほどから労働大臣も強

調されておりますが、このILO百二十一号条約

では、通勤途上における災害はこれを業務上災害

から除外してはならないと規定しており、国際的

にも、あはやこのことは社会常識となり、労働常

識となつてゐるといふこと

であります。

その理由の第二十一は、先ほどから労働大臣も強

調されておりますが、このILO百二十一号条約

では、通勤途上における災害はこれを業務上災害

から除外してはならないと規定しており、国際的

にも、あはやこのことは社会常識となり、労働常

識となつてゐるといふこと

であります。

その理由の第二十二は、先ほどから労働大臣も強

調されておりますが、このILO百二十一号条約

では、通勤途上における災害はこれを業務上災害

から除外してはならないと規定しており、国際的

にも、あはやこのことは社会常識となり、労働常

識となつてゐるといふこと

であります。

その理由の第二十三は、先ほどから労働大臣も強

調されておりますが、このILO百二十一号条約

では、通勤途上における災害はこれを業務上災害

から除外してはならないと規定しており、国際的

にも、あはやこのことは社会常識となり、労働常

識となつてゐるといふこと

であります。

その理由の第二十四は、先ほどから労働大臣も強

調されておりますが、このILO百二十一号条約

では、通勤途上における災害はこれを業務上災害

から除外してはならないと規定しており、国際的

にも、あはやこのことは社会常識となり、労働常

識となつてゐるといふこと

であります。

その理由の第二十五は、先ほどから労働大臣も強

調されておりますが、このILO百二十一号条約

では、通勤途上における災害はこれを業務上災害

から除外してはならないと規定しており、国際的

にも、あはやこのことは社会常識となり、労働常

識となつてゐるといふこと

であります。

その理由の第二十六は、先ほどから労働大臣も強

調されておりますが、このILO百二十一号条約

では、通勤途上における災害はこれを業務上災害

から除外してはならないと規定しており、国際的

にも、あはやこのことは社会常識となり、労働常

識となつてゐるといふこと

であります。

その理由の第二十七は、先ほどから労働大臣も強

調されておりますが、このILO百二十一号条約

では、通勤途上における災害はこれを業務上災害

から除外してはならないと規定しており、国際的

にも、あはやこのことは社会常識となり、労働常

正を機に、全面適用に踏み切るべきであります」と強く要求をいたしまして、私の質問を終わりたいと思うのであります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤栄作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤栄作君) 藤田君にお答えいたします。

政府としては、かねてから労働災害の防止には意を用い、諸般の施策を進めてまいりましたが、

災害の発生率は減少傾向にあるとはいって、いまなお、労働災害によつて死亡したりあるいは傷ついたりする人々が多いことは、まことに残念であります。

政府としては、労働災害防止基本計画を作成し、国の労働災害防止に関する基本的姿勢を明らかにするとともに、この線に沿つて具体的対策を進めているところであります。

施政方針演説において触れていないからといって、この問題をないがしろにしているわけでは毛頭ありません。誤解のないようにお願いいたしました。

今後におきましても、国による監督指導を一そく強化することと、企業の自主的な災害防止活動の促進を行つてまいります。

外 報 号

動の促進をはかり、労働災害の防止に格段の努力を払つてまいります。

次に、ILO条約に関連してのお尋ねであります。我が国としては、その国際協調のたてまえから、またILO常任理事国としての地位からしても、ILO条約を可能な限り多く批准することを基本方針としており、今後ともこの方針を堅持してまいる所存であります。

しかしながら、ILO条約のうちには、その解釈が必ずしも明らかでないもの、あるいは趣旨は妥当であるが、わが国の国内の実情に照らして、問題のあるものも見受けられるようになります。

何とぞ御審議の上、御賛成あらんことをお願いいたします。(拍手)

〔國務大臣野原正勝君登壇〕

○國務大臣(野原正勝君) お答えいたします。

先ほど総理から御答弁申し上げましたように、労働災害による人命の損傷は絶対に許されないものでございます。労働省としましては、行政の最重点策としてこの問題の解決に当たつてまいりたいと思います。

いと存じます。

決議や審議会の答申を無視しているとの御批判であります。決してそのようなことはありませんが、決してそのようなことはありませぬ。

次に、藤田君から、今回の改正内容は、国会の議を整備するなどの手続を経た上、批准できるものから順次批准してまいる考え方でございます。

次に、藤田君から、今回の改正内容は、国会の議を整備するなどの手続を経た上、批准できるものから順次批准してまいる考え方でございます。

決議や審議会の答申を無視しているとの御批判であります。決してそのようなことはありませんが、決してそのようなことはありませぬ。

次に、藤田君から、今回の改正内容は、国会の議を整備するなどの手續を経た上、批准できるものから順次批准してまいる考え方でございます。

昭和四十三年度から第二次の五ヵ年計画である労働災害防止基本計画を策定いたしまして、これに基づく年次計画を立てまして、積極的な労働災害防止対策を進めているところであります。

労災保険制度については、第四十八回国会の附

きましては、すでに前国会において法改正を行なっておりました。この他の行政措置として可能なものから逐次実施しているところであります。今回の労災保険法の改正案は、この附帯決議の趣旨をも十分考慮して提案したものであります。

なお、社会保障制度審議会からは、今回の労災保険法の改正案について、おおむね了承する旨の御答申をいたしております。今後の問題として付された御意見は、ただいま検討を行なつておられます。

かような情勢からいたしまして、今後とも安全衛生関係法令の整備、監督指導の強化、災害防止に関する研究活動の充実をはかるとともに、企業における経営者・職員の自覚を高め、安全管理体制の確立と積極的な安全衛生活動の促進等をさらに強め、労働災害の防止につとめてまいる所存でございます。

さて、御指摘のように、労働基準法の適用事業場が非常に多いのですが、監督官が十分ではないのではないかという御指摘がございまして、まさに御指摘のとおりでございます。したがいまして、この労働基準監督官の増員の問題も

はないのではないかという御指摘がございまして、まさに御指摘のとおりでございます。したがいまして、この労働基準監督官の増員の問題も

害防止対策を進めているところであります。このねらいとするところは、災害原因の科学的研究、機械設備の本質的な安全化、職業性疾患対策の強化等でございます。これらの推進によって、労働災害の発生率は、だんだんと低下しておりますが、いまなお休業八日以上の負傷者が年間に約三十八万人にも達し、特に死者が毎年六千人余り発生していることは、放置できない問題でござります。

足ではない。さよくな点で、重点的に、監督指導方式の採用、機動力の増強、事務の能率化などを通じまして、行政効果を一そろ高めるべく努力してとこころでございます。

今後は、この努力を一そろ強化いたしまして、災害防止協会の積極的な活動の展開、企業の自主的労働災害防止活動の促進などと相まって、労働災害の防止を一そろに高めてまいる所存でございます。

次は、ILO条約の問題でありまするが、わが国は現在までにすでに二十六の条約に批准しておられます。わが国が現在までに批准していらない関係諸条約につきましては、条約の規定が必ずしも国内法規と一致していないもの、あるいはその解釈がまだ明らかでないものなどがありますて、これらにつきましては、今後さらに積極的に検討を進めることともに、国内体制の整備をはかりまして、できるだけ多くの条約の批准を実現したいと考えております。

なお、労働災害補償関係につきましては、今国会に提出いたしております本法案が成立しまする

と、業務災害の場合における給付に関する第百一十一号条約の水準に到達するものと考えておるわけでござります。

次は、給付内容の改善についてでありまするが、労災保険は使用者の無過失責任に基づく補償

を担保とする制度でありますて、これに対してもが、労災保険は主として民法上のいわゆる損害賠償責任を前提とするものでありますて、これをにわかに比較することは必ずしも当を得ていいのであります。

次は、ILO条約の問題でありまするが、わが国は現在までにすでに二十六の条約に批准しておられます。わが国が現在までに批准していらない関係

条約は、主として民法上のいわゆる損害賠償責任を前提とするものでありますて、これをにわかに比較することは必ずしも當を得ていいのであります。

次は、ILO条約の問題でありまするが、わが国は現在までにすでに二十六の条約に批准しておられます。わが国が現在までに批准していらない関係

条約は、主として民法上のいわゆる損害賠償責任を前提とするものでありますて、これをにわかに比較することは必ずしも當を得ていいのであります。

次は、ILO条約の問題でありまするが、わが国は現在までにすでに二十六の条約に批准しておられます。わが国が現在までに批准していらない関係

条約は、主として民法上のいわゆる損害賠償責任を前提とするものでありますて、これをにわかに比較することは必ずしも當を得ていいのであります。

次は、ILO条約の問題でありまするが、わが国は現在までにすでに二十六の条約に批准しておられます。わが国が現在までに批准していらない関係

条約は、主として民法上のいわゆる損害賠償責任を前提とするものでありますて、これをにわかに比較することは必ずしも當を得ていいのであります。

次は、ILO条約の問題でありまするが、わが国は現在までにすでに二十六の条約に批准しておられます。わが国が現在までに批准していらない関係

条約は、主として民法上のいわゆる損害賠償責任を前提とするものでありますて、これをにわかに比較することは必ずしも當を得ていいのであります。

次は、ILO条約の問題でありまするが、わが国は現在までにすでに二十六の条約に批准しておられます。わが国が現在までに批准していらない関係

条約は、主として民法上のいわゆる損害賠償責任を前提とするものでありますて、これをにわかに比較することは必ずしも當を得ていいのであります。

の遺族補償年金の平均給付額は九百一万四千八

円に相なるわけでありまして、自賠保険の死亡の場合の保険金額は五百万円でござりますから、はるかにそれよりも多いといふことになるわけでござります。

なお、今回の労災保険法の改正についてでありまするが、労災保険は使用者の無過失責任に基づく補償

を担保とする制度でありますて、これに対してもが、労災保険は主として民法上のいわゆる損害賠償責任を前提とするものでありますて、これをにわかに比較することは必ずしも當を得ていいのであります。

次は、ILO条約の問題でありまするが、わが国は現在までにすでに二十六の条約に批准しておられます。わが国が現在までに批准していらない関係

条約は、主として民法上のいわゆる損害賠償責任を前提とするものでありますて、これをにわかに比較することは必ずしも當を得ていいのであります。

次は、ILO条約の問題でありまするが、わが国は現在までにすでに二十六の条約に批准しておられます。わが国が現在までに批准していらない関係

条約は、主として民法上のいわゆる損害賠償責任を前提とするものでありますて、これをにわかに比較することは必ずしも當を得ていいのであります。

次は、ILO条約の問題でありまするが、わが国は現在までにすでに二十六の条約に批准しておられます。わが国が現在までに批准していらない関係

条約は、主として民法上のいわゆる損害賠償責任を前提とするものでありますて、これをにわかに比較することは必ずしも當を得ていいのであります。

次は、ILO条約の問題でありまするが、わが国は現在までにすでに二十六の条約に批准しておられます。わが国が現在までに批准していらない関係

条約は、主として民法上のいわゆる損害賠償責任を前提とするものでありますて、これをにわかに比較することは必ずしも當を得ていいのであります。

次は、ILO条約の問題でありまするが、わが国は現在までにすでに二十六の条約に批准しておられます。わが国が現在までに批准していらない関係

条約は、主として民法上のいわゆる損害賠償責任を前提とするものでありますて、これをにわかに比較することは必ずしも當を得ていいのであります。

次は、ILO条約の問題でありまするが、わが国は現在までにすでに二十六の条約に批准しておられます。わが国が現在までに批准していらない関係

条約は、主として民法上のいわゆる損害賠償責任を前提とするものでありますて、これをにわかに比較することは必ずしも當を得ていいのであります。

的には全面適用の道が開かれたのでありまするが、

しかしながら、そのためには、適用事業、適用労務者の著しい増大、事務処理上の困難などがありますので、これらの問題点を着実に解決しなが

ら、必要な調整を行なって、近い将来において全

面適用を実施する考え方であります。

次に、今回の労災保険法の改正案は、昨年八月、労災保険審議会からの労災保険制度の改善についての建議、その作成した改善案と、同審議会

及び社会保障制度審議会における取り扱いをして、同審議会からそれをおおむね承認する旨の答申を得ましたので、これらの答申に基づきまして、法律案を作成し、提案をした次第であります。

第四十八回国会の附帯決議及び社会保障制度審議会の答申の附帯意見に言及しております通勤途上上の災害の取り扱いにつきましては、昨年八月の労災保険審議会から建議の趣旨について、通勤途

労災保険審議会を設けまして、御検討をお願いして上労災調査会を設けまして、御検討をお願いしておるわけでございまして、その検討結果を待ちまして善處いたす考へでござります。

以上をもちまして、お答えいたします。(拍手)

〔國務大臣根本龍太郎君登壇〕

簡易郵便局法の一部を改正する法律案(内)

開提出)に関する報告書

右報告する。
昭和四十五年四月一日

一 議案の要旨及び目的

本案は、郵政事業の役務を邊びな地方にまで広め、利用者の利便を増進するため、簡易郵便局の郵政窓口事務の受託者の範囲を広げる等の改正を行なおうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 受託者の範囲を広げて個人を加え、その資格要件を法定する。

2 委託する事務の範囲を広げて、老齢福祉年金等の支払事務を新たに加える。

3 委託契約の解除条項その他規定の整備をする。

4 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

二 議案の可決理由

最近における簡易郵便局の設置事情等にかんがみ、本案は適当と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を附する」とに決した。

衆議院議長 船田 中殿

通信委員長 金子 岩三

〔別紙〕

簡易郵便局法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

本法の実施については、政府は次の各項を尊重すべきである。

一 受託者の範囲拡大を機に、郵便局設置標準を改訂する等によつて、特定局の縮小をはからないこと。

二 簡易郵便局の事務量は、ほぼ一人を標準とすること。

三 個人に委託するときは、つとめて十分な社会的信用を有し、郵政窓口事務を適正に行なうため必要な実務能力を有する者を選ぶようにすること。

右決議する。

第明治三十五年三月三十日
種類便物可

昭和四十五年四月二日

衆議院會議錄第十六号

五二六

一部四十円
(配送料共)

發行所

大藏省印刷局
東京都港區赤坂葵町二番地
郵便番号一〇七
電話 東京 五六二 四四一一(大代)